

川崎病院防犯設備更新整備委託仕様書

1 概要

本委託業務は、川崎病院（以下「病院」という。）における防犯設備について、経年劣化により機能不全の恐れがあることから、その予防保全として、更新整備を行うものである。

2 履行場所

川崎市川崎区新川通12番1号 市立川崎病院

3 契約期間

契約締結後から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本委託は、次に掲げる項目に準じて病院における防犯設備の更新整備を行い、その結果を業務報告書として提出する全業務とする。

- (1) 構成表（別紙1）及び図面（別紙2）で示した部品の更新整備作業、撤去作業（改修前のもの）、及び、更新整備後に設備の正常動作を確認する。また、更新整備終了後に、消防設備との総合試運転を行うものとする。
- (2) 本委託に必要な費用、機器、消耗品、取替部品は受託者の負担とする。なお、業務を実施するにあたり、全ての機器について、施工前と施工後の写真を撮り、部品の型式・仕様について確認できるようにすること。
- (3) 既存シリンダーを流用し、極力マスター合わせとすること。
- (4) ドアの開錠は、非接触ICにて行うものとし、病院内で既に運用している NFC Type A のカードを用いて、利用者の識別も含めて対応が可能なこと。
- (5) 本委託の諸手続及びその費用は受託者の負担とする。
- (6) 本委託にて発生した不具合について軽微なものは、受託者において修理を行うものとし、その費用は受託者の負担とする。
- (7) 本委託にて発生した産業廃棄物は、個人情報が含まれるもの（PC等）を除き、受託者にて持ち帰るものとする。

5 事前打合わせ

受託者は、本委託の契約締結後速やかに作業工程等について、発注者と打合わせを行わなければならない。

6 業務計画書の提出及び承認

受託者は、本委託の実施に当たって業務計画書を速やかに提出し、発注者と必要な回数

の協議を行い、その承認を受けること。

7 関係法令の遵守

受託者は、業務を遂行するに当たって、関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払うこと。

8 完了届等の提出

受託者は、業務終了後、速やかに所定の様式による完了届及びその他業務報告書をともに発注者に提出し、業務の履行状況について検査を受けること。

9 委託料の請求及び支払方法について

受託者は、前項の検査合格後、発注者の指定する方法で、当該委託料を請求するものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、発注者の求めに応じ逐次内容を説明すること。
- (2) 受託者は、本委託を行う際、病院の業務に支障の無いように行うこと。なお、設備停止を伴う作業がある場合、極力短時間かつ効率的に行うよう計画するとともに、影響範囲を事前に病院に十分説明し、発注者の承認をもって作業を行うこと。
- (3) 受託者は、本委託に要する養生を必要に応じて自ら行うこと。また、養生作業については、建物、エレベーター、壁面、手すり、ワックス塗装、木面等、傷をつけることのないよう、事前に発注者と調整の上で行うこと。なお、養生作業にはソフトウェアや情報機器等も含まれる。
- (4) 受託者は、病院施設内に立ち入る場合は、衛生面に注意し、病院設備の汚染防止に万全を期するものとする。
- (5) 受託者は、本委託を行うに当たり、事前に業務責任者を選任し発注者及び病院に届け出るとともに、その選任された業務責任者を通じ連絡、作業が適正に行えるようにすること。
- (6) 受託者は、本委託中に事故が発生した時は、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告並びにその後の対策案を提出すること。
- (7) 受託者は、発注者の求めに応じ、関係官庁への届出書類の作成を行うこと。また、その他発注者が必要と認め、提出を求めた書類についても、速やかに提出すること。
- (8) 受託者は、本委託により知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。また、契約が終了または解除された後においても同様とする。
- (9) 仕様書に記載のない事項については、適宜発注者との協議に応じること。

